

令和6年11月26日

日本学術会議の会員選考に関する方針

日本学術会議幹事会

日本学術会議では、会員選考に関しては、学術の自律性・独立性に鑑み、基本的な事項のみ法定し、柔軟で迅速な活動のために詳細は内規で規定することを方針としている。そこで、日本学術会議は、7月29日の有識者懇談会に提出した会長文書「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」において、「4. 次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること（コ・オペレーションの考え方の逸脱になる）」、「5. 選考助言委員会の設置を法定すること」は、到底受け入れられないことを表明した。これに基づき、11月11日の会員選考等ワーキング・グループにおいて、「日本学術会議の会員選考に関する論点」として、特別の選考方法の導入と選考助言委員会の設置の法定が、如何に「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動」¹を阻害するものであるかについて説明を行った。日本学術会議として、この方針の変更は考えていない。

日本学術会議の会員選考の方針として、内閣府が提示する特別な選考方法の導入と選考助言委員会の設置の法定が不要であることを再度説明し、加えて、法定すべき基本的事項を提示する。

・特別な選考方法と選考助言委員会について

特別な選考方法に関しては、仮に日本学術会議が法人化するとしても、そのミッションに基本的変更はなく、ミッションに基づく活動は第26期から第27期へ継続するのであり、そこに断絶があってはならない。また、会員選考と法人化は本来別次元の問題であるにもかかわらず、政府案ではこの法人の設立委員が選考委員を任命するとあり、この方式は合理性に欠ける。

そもそも、第26期に選考され第27期も会員を継続する者は、第26期の期首において内閣総理大臣から任命され、その付与された役割を6年間全うすることを託された者である。その者たちを再度選考に付さねばならない理由が不明である。

このように、第27期の会員選考にあたって特別な選考方法を採用することには合理的理由がなく、日本学術会議の活動に混乱を付加するのみである。したがって、特別な選考方法は不要である。

選考助言委員会に関しては、一定の外部の社会集団の利害が会員選考の方針に影響を及ぼすことを懸念している。これは、会員選考にあたって外部の意見を聴取しないという意味ではない。日本学術会議内部に設置されている選考委員会においては、これまでも各種の外部

¹ 日本学術会議「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日）

団体に意見聴取を行い、会員の推薦も依頼するなど、会員選考の改革を着実に進めており、日本学術会議が説明責任を負うべき様々な社会的アクターとの関係にも十分配慮したものとなっている。

問題は、所定の要件に従って任命される選考助言委員会を法定することにより、それによって外部の一定の社会集団の利害が長期にわたって会員選考の方針を左右しかねないことにある。選考助言委員会委員の任命要件が法定されれば、会長が任命するとしても、委員会の構成が一定の視点から強く方向づけられることになる。

また、選考助言委員会が、会員選考に関する方針、選考基準、選考する会員数、専門・分野別の配分、外部からの推薦手続、投票の方法等の案の作成など、選考のあり方やプロセス全般について意見を述べることになれば、コ・オペレーションにより自律的になされるべき会員選考のあり方が大きく制約されることになる。

したがって、新たに選考助言委員会を法定することは不要である。

・会員選考について法定すべき事項

日本学術会議の基本構造を法定することは、民主的正統性の確保と独立性の制度的保障のために不可欠である²。会員選考に関して言えば、現行の日本学術会議法と同様に、会員数・任期・定年及び会長の選考方法がそれに該当する。その詳細は、7月19日の会員選考等ワーキング・グループに提出した「会員選考のあり方の検討状況について」³においてすでに説明したところである。会員数に関しては、目的に応じて数十名規模の追加を検討しているが、任期・定年及び会長の選考方法に関しては、部分的に柔軟性を持たせるとしても、原則として現行法の規定から大きな変更をしない方向で検討している。これらに関しては、引き続き内閣府とも議論を重ねてゆく。

法定すべき事項は上記のとおりであり、これら以外の事項に関しては、内規で定めることによって、自律的かつ機動的に活動する基盤が付与され、日本学術会議のより良い役割発揮が可能となる。

² 日本学術会議幹事会「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」（令和6年10月31日）

³ 日本学術会議「会員選考のあり方の検討状況について」（令和6年7月19日）